

別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

制定 平成30年7月10日
別府市告示第258号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保するため、危険なブロック塀等の一部又は全部の解体撤去（以下「除却」という。）を行う者に対して、これに要する経費について別府市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市に所在するブロック塀等で次条第1項に規定する補助対象ブロック塀等に該当するものを所有し、又は管理する者が当該ブロック塀等の除却をする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 補助金の交付を受けたことがある者（当該補助金に係るブロック塀等の除却をした土地と同一画の土地において、ブロック塀等の除却をしようとする者に限る。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をい

う。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助金の交付の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすブロック塀等であつて、別府市が危険であると確認したものとする。

(1) 道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。)に面すること。

(2) 高さが1メートル以上あること。

(3) ひび割れ又は傾きが認められること。

(4) 建築基準法第44条第1項の規定に違反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等が地震等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人に対し危険であると市長が認める場合は、当該ブロック塀等を補助対象ブロック塀等とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、70,000円を限度額とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象ブロック塀等の判定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめブロック塀等が、補助対象ブロック塀等に該当するか否かの判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者は、事前調査申請書(様式第1号)にブロック塀等の位置図を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があつたときは、現地調査をしたうえで、補助対象ブロック塀等に該当するか否かを判定し、当該申請をした者に通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第3項の規定により補助対象ブロック塀等に該当する旨の判

定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第3号）

(2) 補助対象ブロック塀等の位置、構造、長さ及び高さを記入した配置図

(3) 補助対象ブロック塀等の現在の状況が分かる写真

(4) 補助対象ブロック塀等の除却に係る見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第9条 補助事業は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた後に行わなければならない。

（補助事業の変更）

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の取りやめ申請）

第11条 交付決定者は、補助事業を取りやめようとするときは、別府市危険ブロック塀等除却事業取りやめ申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第12条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、別府市危険ブロック塀等除却事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事費の領収書の写し
- (2) 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事の写真（除却中及び除却後の状況が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、及び補助対象ブロック塀等の除却の状況を確認し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（様式第10号）（ブロック塀等の除却を行った工事施工者を補助金の受領者として指定するときは、別府市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（代理受領）（様式第11号））を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、交付された補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(4) 第 1 1 条の規定による届出があったとき。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 7 月 1 7 日から施行する。